

保護者様へ

## 新型コロナウイルス感染症の場合の登園について

新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。この間は、他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。

**【出席停止期間】発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。**

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態です。

- ・ 本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入していただく必要はありません。
- ・ ただし、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

### 【例】

6/1 0日目	6/2 1日目	6/3 2日目	6/4 3日目	6/5 4日目	6/6 5日目	6/7 6日目	6/7 登園可能
				0日目	1日目		
				症状軽快			

6/1 0日目	6/2 1日目	6/3 2日目	6/4 3日目	6/5 4日目	6/6 5日目	6/7 6日目	6/8 7日目	6/8 登園可能
					0日目	1日目		
					症状軽快			

**療養解除届（新型コロナウイルス感染症用）** ※保護者が記入してください。

施設名

クラス

園児氏名

新型コロナウイルス感染症により療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過しましたので  
年 月 日より登園いたします。

診断を受けた医療機関

発症日： 月 日  
解熱した日： 月 日  
登園日： 月 日

年 月 日

保護者氏名